

シーアイハイツ和光敷地内における臨時駐車について

シーアイハイツ和光管理組合

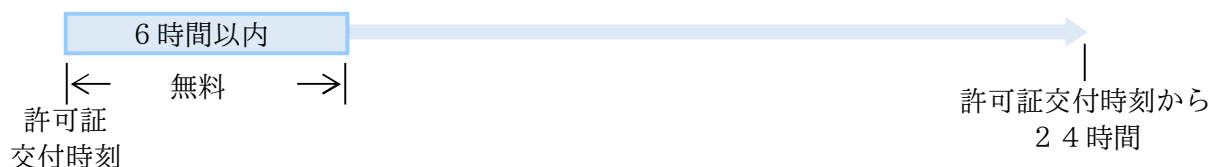
平成25年6月に改定された臨時駐車管理規則も運用を開始してから2年が経過しましたが、改正内容の理解がまだまだ進んでいないようです。あらためて要点と駐車料金概念図を掲載しますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

《ポイント》

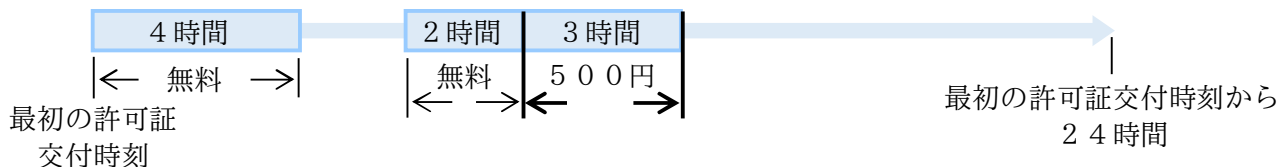
- ・ 駐車時には管理組合に届け出て「許可証」の交付を受け、これを車両内の前面に掲出。
- ・ 届け出る時間は午前7時から午後11時までとし、この時間外にやむを得ず駐車する場合は車両の見やすいところにその旨のメモを掲出。管理組合の業務開始後速やかに届け出る。
- ・ 原則として臨時駐車時間は24時間以内とし、連続的・継続的な臨時駐車は認めない。ただし、管理組合がやむを得ない事情と認める場合に限り、24時間を超過することができる。
- ・ オートバイ（原付を含む）の駐車料金は自動車の6割です。

下に自動車の料金全体の概念図を示しました。

(1) 6時間以内：無料

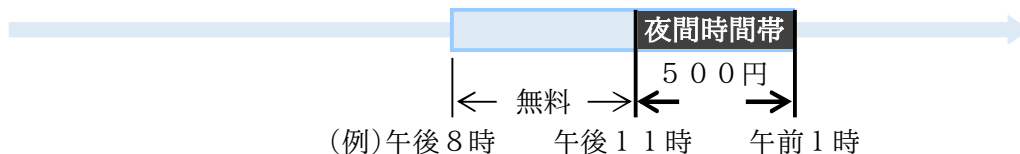


24時間以内に6時間を超える駐車：500円

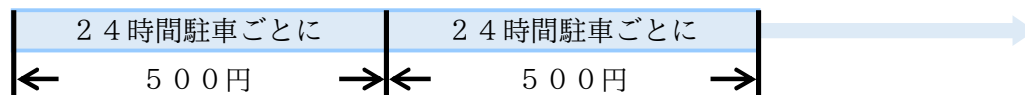


(2) 夜間時間帯（午後11時から午前7時まで）にかかる駐車：500円

（6時間以内であっても500円）



(3) 24時間を超える駐車は、24時間ごとに 500円



(4) 各月において、夜間(午後11時から午前7時)に及ぶ駐車が10日間を超える場合は以後24時間ごとに 2,000円

